

第2回児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議・
第7回児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議幹事会
議事概要

1. 日時

平成30年6月25日（月）11時00分～11時45分

2. 場所

中央合同庁舎5号館9階 厚生労働省省議室

3. 出席者

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働副大臣 高木 美智代

厚生労働大臣政務官 大沼 みづほ

内閣官房内閣審議官（厚生労働省子ども家庭局併任） 山本 麻里

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）（内閣府子ども・子育て本部統括官併任）

小野田 壮

警察庁生活安全局長 山下 史雄

総務省自治財政局長 黒田 武一郎

法務省民事局長 小野瀬 厚

法務省刑事局長 辻 裕教

法務省人権擁護局長 名執 雅子

文部科学省生涯学習政策局長 常盤 豊

文部科学省初等中等教育局長 高橋 道和

厚生労働省子ども家庭局長 吉田 学

厚生労働省社会・援護局長 定塚 由美子

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 宮崎 雅則

厚生労働省政策統括官（総合政策担当） 藤澤 勝博

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（総括担当）（内閣府子ども・子育て本部参事官（総括担当）併任） 伊藤 信

警察庁生活安全局少年課長 滝澤 依子

総務省自治財政局調整課長 出口 和宏

法務省民事局参事官 山口 敦士

法務省刑事局参事官 是木 誠

法務省人権擁護局参事官 中島 行雄

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長 中野 理美

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長 松林 高樹

厚生労働省子ども家庭局総務課長 長田 浩志

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長 成松 英範

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長 宮腰 奏子

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長 平子 哲夫

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 竹垣 守

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室長
三好 圭

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室長

堀川 春男

厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付社会保障担当参事官室長補佐 千正 康裕

4. 議事概要

○議長挨拶

【加藤厚生労働大臣】

目黒区で発生した事案については、児童虐待を受けている子どもを守ることができず、大変残念であり、心から御冥福をお祈り申し上げる。

今回の事案を受け、今月 15 日に、「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」を開催した。安倍総理大臣にもご出席いただき、総理からは、子どもたちの命を守ることを何よりも第一に据え、全ての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることについてご指示をいただいた。

この指示を踏まえ、児童虐待防止対策について、総合調整を厚生労働省が担っているが、私を中心に、速やかに関係府省庁と連携しながら、児童虐待防止対策の強化に取り組んでいくため、本日のこの会議を開催した。

今回の事案については、東京都・香川県の検証と並行して、国としても「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において、専門家による検証を行うこととしている。

今月 29 日に開催する第 77 回の専門委員会において、今後、目黒区で発生した事案を検証し、都県の状況も踏まえ、秋頃に一定の整理をすること、その次の第 78 回を 7 月 30 日に開催を予定しているが、その専門委員会においては、東京都、香川県の委員関係者にも本委員会にご参加をいただき、両者の検証の方針や進捗の確認、本委員会の検証方法の検討、方向性の 3 者での共有などを行うこと、第 78 回までの間に必要な情報の整理を並行して行うことについて、委員会に提案させていただきたいと思っている。

今後、児童相談所や市町村の職員体制、また、専門性の強化をはじめとして、既に 6 つの課題等をお示ししているが、それらについて、政府・関係機関が一体となって、“子どもの命を守る”、そして、今回のような痛ましい事件が二度と繰り返さないように、“やれることは全てやる”という強い決意で徹底した対策を早急に講じていかなければならぬ。各府省庁と十分連携を取り、1か月後、すなわち 7 月中下旬までに、どういったものが行われるのか、あらゆるものを見ざらいにし、どうしてもそこに間に合わないものはともかくとして、間に合いうるもの、あるいは、間に合わせないといけないものを全て打ち出していきたいと考えている。

本会議の構成員である各員におかれでは、本日の会議を踏まえ、抜本的に児童虐待防止対策を強化するため、それぞれの府省庁において、早急に検討していただきたい。

(プレス退出)

○児童虐待防止対策に関する取組について

【小野田内閣府政策統括官】

子ども・若者の育成支援、また、少子化対策に関する政府方針である、子供・若者育成支援推進大綱や少子化社会対策大綱では、児童虐待の発生予防や発生時の迅速・的確な対応などを重要な施策として位置付け、各府省庁において、施策を進めているところであるが、今般の事案を踏まえ、取組を強化していくことが重要である。

内閣府としては、子ども・若者の育成支援や少子化対策を推進する観点から、関係省

庁との連携を密にしてまいりたい。

【山下警察庁生活安全局長】

今回の事件については、3月2日、東京都目黒区で当時5歳の女児が死亡した事案につき、警視庁が所要の捜査の結果、両親を保護責任者遺棄致死罪で逮捕したものである。現在、警察では事件の全容解明に向けて、捜査を進めているが、両親による虐待の末に幼い命が失われるという大変痛ましい事件であり、心より御冥福を申し上げる。

警察では、これまでも児童の安全の確保を最優先として、児童虐待事案を認知した場合には、警察職員を現場に派遣するなどして、児童の安全確認や被害児童の保護を行うとともに、事件化すべき事案については、迅速な捜査を行うなどしてきた。

そのため、児童虐待事案に対応する警察官の対応能力強化を目的として、これまでの現場活動から得られた数々の知見を集約の上、児童虐待の危険性を的確に判断するための着眼点などを収録した手引きを作成し、全国警察における指導教養に活用するなどしている。

また、児童虐待事案を早期に発見し、関係機関と連携した必要な対応が円滑に行われるよう、児童相談所や市区町村に設置された要保護児童対策地域協議会との情報共有や連携を行なってきた。特に、児童虐待対応の中核を担う児童相談所との間では、情報共有に関わる協定の締結、人事交流の促進、厳しい現場を想定した実践的な合同訓練などを通じて緊密な連携を図ってきた。

先般、開催された関係閣僚会議においても、警察も含めた関係機関間の連携強化の重要性が改めて指摘されたものと承知しており、今後とも、児童虐待の早期発見と児童の安全確保を図るために、関係機関との連携の一層の強化に向けた必要な検討を行うなどして、児童虐待事案対応に万全を期してまいりたい。

【黒田総務省自治財政局長】

児童相談所の体制強化に係る地方財政措置については、平成28年度に厚生労働省で決定した児童相談所強化プランの目標に沿って、児童福祉司、児童心理司、保健師などの職員配置に係る交付税措置を拡充してきた。

児童相談所の整備については、中核市、特別区においても、都道府県や政令市と同様に、地方交付税措置を行うこととしている。

今後とも、児童虐待防止対策の強化をはじめ、関係府省庁と連携しながら、児童相談所に係る経費について、適切に地方財政措置を講じてまいりたい。

【小野瀬法務省民事局長】

児童虐待防止対策の課題の一つとして、保護された子どもの受け皿の充実・強化が挙げられていることから、特別養子制度の見直しの現状を報告する。

特別養子制度は、家庭に恵まれない子どもに温かい家庭を与え、健全な育成を図ることを目的とする制度であり、縁組が成立すると、実の父母との親子関係が終了するという特徴がある。特別養子縁組は、虐待等により保護され、家庭復帰を期待することができない児童に対して、家庭的な養育環境を与えるための選択肢の一つとなっている。児童福祉の現場からは、養子となる者が、原則として6歳未満でなければならないこととされているため、現に施設に入所している6歳以上の子どもについて、この要件が障害となって、縁組を行うことができない場合があると指摘されている。

また、特別養子組の成立には、原則として、実の父母の同意が必要であるが、現行の制度の下では、一度、同意がされても、縁組成立の審判が確定するまで、この同意を撤回することができる」とされている。このため、養親となる者が養子となる者との試験養育を開始した後も、不安定な地位に置かれることになり、養親となることを躊躇する場合があるとの指摘もされている。

このような指摘を踏まえ、6月4日に法務大臣から法制審議会に対し、特別養子制度の利用を促進する観点から、この制度の見直しについて諮問され、同月26日に、第1回の会議が開かれる予定である。

法務省民事局としては、法制審議会において、充実した調査・審議が行われ、可能な限り速やかに答申をいただくよう、努めてまいりたい。

【辻法務省刑事局長】

児童虐待事案の認知件数が飛躍的に増加し、社会的関心も高まっている中、子どもの命が奪われる、大変痛ましい事案が発生しているところであり、検察当局には、この種の事案への厳正な対処を求められているものと認識している。

検察当局においては、従前より、警察や児童相談所等の関係機関と密接に連携してきたところであるが、今後とも、より一層緊密な連携に努め、適切、かつ、厳正な対処に努めていく。

【名執法務省人権擁護局長】

人権擁護機関では、全国の法務局において、人権相談所を開設し、児童虐待を含むあらゆる人権問題について相談に応じている。児童虐待を含む子どもの人権問題については、被害を受けている子どもの早期発見のため、子どもの人権問題に関する無料の専用電話である子どもの人権110番、メールによる相談窓口、子どもの人権SOS-eメールを設置しているほか、全国の小学生、中学生に対し、便箋と料金受取人払いの封筒が一体となった子どもの人権SOSミニレターを配布するなど、被害に遭った子ども達が相談しやすい体制を整えている。

こうした相談窓口などを通じて、児童虐待等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、調査を行い、児童相談所や警察、学校などの関係機関と連携を取りつつ、事案に応じた適切な措置を講じている。

今回、目黒区で発生した学童期前の子どもの事件を受け、児童虐待の更なる早期発見のため、全国の法務局において、子どもの人権110番、子どもの人権SOSミニレターをはじめとする人権相談など、対象者本人のみならず、その兄弟姉妹等の近親者に対する児童虐待事案を発見するための手段として活用するとともに、今後、人権擁護委員が地域の人権啓発活動などを通じ、同種事案を十分に意識して、情報収集に努めてまいりたい。今後も引き続き、関係行政機関との連携を密にし、児童虐待等の被害の救済に迅速に取り組んでまいりたい。

【高橋文部科学省初等中等教育局長】

文部科学省では、児童虐待の問題については、その未然防止、早期発見、早期対応が重要であるとの認識の下、学校における早期発見や通告、学校、家庭、関係機関が協力、連携した対応が必要であると考えている。

学校等における児童虐待への対応については、学校で児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は速やかに市町村や児童相談所等に通告しなければならないことを周知し、対応を促している。

また、学校の教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、学校における児童虐待の早期発見を徹底するために、例えば、衣服が汚れている、着替えをしたがらない、理由が不明確な遅刻や欠席が多い、あるいは、急に遅刻や欠席が増えた、保護者による家庭訪問や懇談等のキャンセルが多い、こういった児童虐待の身体、行動、家庭環境の変化について、児童虐待を疑うポイントを示した教職員用の研修教材を作成し、各学校に周知している。

学校間や児童相談所等との関係機関との連携が重要であると認識しており、スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用した学校の教育相談体制の充実、要保護児童対策

地域協議会への参画の促進といった様々な取組を行なっている。引き続き、学校において、児童虐待について、適切な対応がなされるよう、学校等に必要な指導・助言を行なってまいりたい。

【常盤文部科学省生涯学習政策局長】

核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、家庭が子育てに悩みや不安を抱え、孤立しがちな状況にあるということを踏まえ、児童虐待の未然防止、早期対応の観点からも、家庭教育支援を推進している。具体的には、家庭教育支援チームの取組を推進しており、子育て経験者をはじめとする地域人材を活用し、保護者への子育て等に関する学習機会の提供や相談対応、情報提供等を行なう取組がある。文部科学省としては、チームの登録制度を設け、取組を推進している。

また、学習講座等の場に参加できない保護者等に対し、訪問型の家庭教育支援の取組をモデル事業として進めている。これは、様々な課題を抱える保護者に対し、個別に訪問することできめ細かな寄り添う支援を進めるものであり、虐待を含めた専門的な対応が必要な問題に対しては専門機関による支援へつなげられるよう、福祉関係機関等と連携しながら対応している。

これらの取組を含め、家庭教育支援に向けて今後も取組を進めてまいりたい。

【定塚厚生労働省社会・援護局長】

生活困窮や生活保護を所管している観点から発言させていただく。児童虐待については、経済的困窮や社会的孤立などの構造的な課題が背景にあるということもあり、児童虐待防止対策において、福祉事務所設置自治体が行う生活困窮世帯に対する支援との緊密な連携を図っていくことが重要と考えている。生活保護世帯については、担当のケースワーカーが世帯の状況を把握することとされており、ケースワーカーや生活困窮者自立支援制度の自立支援機関における相談の中で虐待の端緒を把握した場合には、児童相談所へ通告するなど、関係機関との連携を一層促進してまいりたい。

また、生活困窮者自立支援制度については、自立相談支援事業などによる生活困窮世帯が抱える様々な課題の解決に向けた支援、生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援や居場所作り、保護者に対しての養育支援といった世帯全体に対する支援を行っており、児童相談所等が虐待等の対応を行う中で、生活困窮を把握した場合には、この生活困窮者自立促進の窓口につないで、世帯全体の支援を行うことが効果的な場合も多いと考えている。こうした観点からも、児童相談所等との連携を図ってまいりたい。

【宮崎厚生労働省障害保健福祉部長】

障害を持つお子さんに対する虐待の防止に取り組んでいる。具体的には、平成24年に施行された障害者虐待防止法に基づき、障害児の通所サービスにおいて、虐待を受けたと思われる児童を発見した者には、市町村に通報することを義務付けている。直近のデータとしては、平成28年度に、約90件の障害児虐待事案が認定されている。

また、保護者による障害児虐待については、基本的には、児童虐待防止法により対応することとなっているが、障害者の担当窓口に相談・通報があった場合、児童相談所など、適切な機関に確実に引き継ぐ等の連携を図っている。

市町村の体制強化や早期発見・早期対応といった課題は、障害児の虐待においても共通の課題であることから、自治体や障害児サービス事業所の職員に対する研修の実施等を通じて、これまで以上に児童虐待防止に関する取組を推進してまいりたい。

【吉田厚生労働省子ども家庭局長】

この会議の議長代理という立場から、総理の指示を受け、各府省庁において、具体的な検討を進めていただいているということに御礼を申し上げる。大臣から申し上げたと

おり、全体のスケジュールの中で更なるご協力を願います。関係閣僚会議において、6つの柱で整理された課題があるが、それに沿って、引き続き、いくつかの課題の議論をさせていただきたい。

【長田子ども家庭局総務課長】

今後のスケジュールについて、大臣から説明があったとおり、7月の中下旬までに対策を取りまとめることとなっており、必要な調整を進めさせていただきたい。各府省庁所管の施策の観点から考えられる内容について、ご意見をいただくよう、事務的にも作業の依頼をさせていただく。

【高木厚生労働副大臣】

関係府省庁において、児童虐待防止対策の強化について、ご尽力いただき、心から敬意を表する。

私から何点か申し上げさせていただく。まず、一つ目の児童相談所・市町村の体制強化については、各自治体において、どのように強化を図っていくのか。また、児童相談所の設置のための支援策をどのようにしていくのかが重要だと考えている。

また、二つ目の児童虐待の早期発見・早期対応は、妊娠期からの適切なケア、未受診者の出産などについて、どのように対応していくのか検討していただきたい。併せて、未就園児・未就学児の把握についても、各省が連携しながら進めていただきたい。

また、情報共有については、隙間をどのように埋めていくのか。また、関係機関、特に、警察との情報共有のあり方について、更なるご検討をお願いしたい。

里親の支援の強化は、急務だと思っており、前に進めることができるよう、抜本的な強化策を盛り込むべきと考えている。

1か月という大変短い期間だが、この間にしっかりと道筋をつけることができるよう、お願い申し上げる。

【大沼厚生労働大臣政務官】

本日は、各府省庁の皆様にご参加いただき、御礼を申し上げる。

私は、2点述べさせていただく。1点目は、子どもの安全確保が第一ではあるが、親を孤立させないという視点に立って、政策の立案を行うことが必要だと考えており、この点について、各府省庁がどのような考え方を持つのかということが重要である。

2点目は、様々な選択肢の裏にある不作為について、各府省庁がどのように考えるかということである。個別の事案の検証も重要だが、個別の事案には、選択されなかつた消極的選択が必ずある。こうした点を含め、これから1か月で、しっかりと各府省庁が連携するとともに、引き続き、予算措置や制度改革にも取り組んでいただきたい。

以上